

27長寿第93163号

平成28年3月23日

指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーション事業者 様
(高松市に所在する事業所除く)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

社会参加支援加算について

このことについて、別添「介護保険最新情報V o 1 . 5 2 5」で利用者延月数の考え方が示されていますので、通知します。

なお、平成28年3月16日付27長寿第91808号の通知は削除しますので、対応に誤りのないようお願いします。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）

（平成28年3月18日）」の送付について

計2枚（本紙を除く）

Vol.525

平成28年3月18日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（リハビリテーション係・内線3943、3963）
FAX：03-3595-4010

事務連絡

平成28年3月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）（平成28年3月18日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）（平成28年3月18日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.5）（平成28年3月11日）は削除いたします。

※ 今回のQ&Aに関する御質問については、下記サービスごとの問い合わせ先をお願いいたします。

厚生労働省 代表 03-5253-1111

【訪問・通所リハビリテーション】 ⇒ 老人保健課（内線3943、3963）

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6)
(平成28年3月18日)

【訪問・通所リハビリテーション共通】

問 社会参加支援加算に係る解釈通知における、「(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」は、具体的にはどのように算出するか。

(答)

社会参加支援加算は、利用者のADL・IADLが向上し、社会参加に資する取組に移行する等を指標として、質の高いリハビリテーションを提供する事業所を評価するものである。

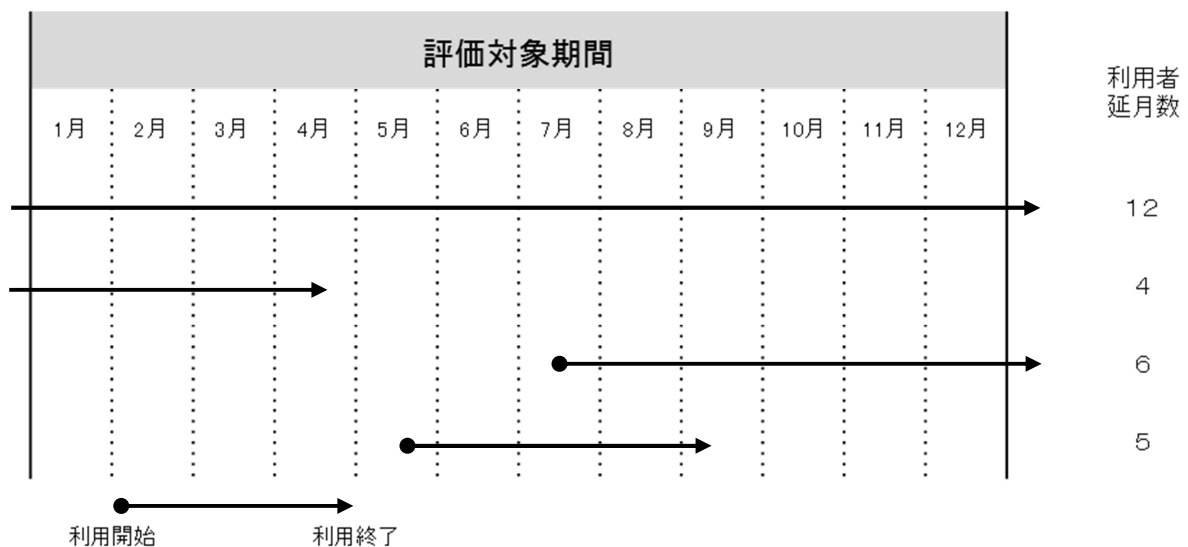
そのため、「社会参加への移行状況」と「サービスの利用の回転」を勘案することとしている。

このうち、「サービスの利用の回転」の算定方法は下記のとおりであり、平均利用月数が48月以内であることを要件している。

$$\frac{12\text{月}}{\text{平均利用月数}} \geq 25\%$$

この平均利用月数を算出する際に用いる、「(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」とは、評価対象期間に当該事業所を利用した者の、評価対象期間におけるサービス利用の延月数(評価対象期間の利用者延月数)を合計するものである。なお、評価対象期間以外におけるサービスの利用は含まない。

(評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数のイメージ)



※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)(平成28年3月11日)は削除する。